

(議案その三)

令和五年九月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和5年9月7日

島根県知事 丸 山 達 也

第108号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
第109号議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	2
第110号議案	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	4

第108号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の10第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

第109号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第4号左欄中(59)を(61)とし、(55)から(58)までを(57)から(60)までとし、同欄の(54)中「(55)及び(56)」を「(57)及び(58)」に改め、同欄中(54)を(56)とし、(53)を(55)とし、(52)を(54)とし、(51)の次に次のように加える。

(52) 法第39条の21第1項の規定による変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受理

(53) 法第39条の23の規定による危害予防規程の提出の要求

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第4号左欄の(20)中「同項第1号若しくは第2号」を「同項ただし書」に改め、「若しくは検査の記録の届出」を削り、同欄の(46)中「同項第1号若しくは第2号」を「同項ただし書」に改め、「若しくは検査の記録の届出」を削り、同欄の(51)を削り、同欄の(52)中「第39条の21第1項」を「第39条の10第1項」に改め、同欄中(52)を(51)とし、同欄の(53)中「第39条の23」を「第39条の12」に改め、同欄中(53)を(52)とし、(54)を(53)とし、(55)を(54)とし、同欄の(56)中「(57)及び(58)」を「(56)及び(57)」に改め、同欄中(56)を(55)とし、(57)から(61)までを(56)から(60)までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下この項及び次項において「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条及び次項の規定は改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第2条の規定による改正前の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「旧法」という。）第39条の11第1項の規定による検査の記録の届出及び改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第39条の11第2項の規定による検査の記録の届出に係る事務の処理については、なお従前の例による。

第110号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第9条第1項第2号中「又は」を「、」に、「の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継」を「又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。